

報道資料

平成22年10月21日

消費・生活安全課 農業水産振興課
食品安全推進係 環境係
担当：姫野 増井
内線：3181 3843

残留農薬基準違反について

くらし創造部が実施している県内流通農産物に対する残留農薬検査において、平成22年10月19日に桜井保健所が収去した「しゅんぎく」について、10月20日に食品衛生法の残留農薬基準を超えるEPN(殺虫剤)：1.5ppm(基準値：0.01ppm)が検出されました。

直ちに販売業者に対しては、当該生産者の「しゅんぎく」の流通を防止するよう指導しました。また、生産農家に対し、立入調査を行い、農薬の適正使用について指導しました。

10月21日以降の出荷はありません。

販売業者においては、10月19日前後の入荷分も含め、直ちに自主回収や流通の自粛を開始し、その回収状況は下記のとおりです。

今回違反のあった「しゅんぎく」については、通常の食生活において食べるしゅんぎくの量では、健康に影響を及ぼす恐れはありません。

1 食品衛生法に基づく収去検査結果

※入荷分：販売者に入荷した日を以て統一

- (1) 農産物名 しゅんぎく
- (2) 収去機関 桜井保健所衛生課
- (3) 収去年月日 平成22年10月19日
- (4) 結果判明日 平成22年10月20日
- (5) 販売業者 -----
(被収去者) 奈良県桜井市
- (6) 生産農家 -----
奈良県桜井市
- (7) 検査機関 奈良県保健環境研究センター
- (8) 検査結果 116農薬について検査を実施

EPN (有機リン系殺虫剤)	残留基準違反(食品衛生法) 検出値：1.5 ppm 一律基準値：0.01 ppm	使用基準違反(農薬取締法) ※使用してはいけない農薬
-------------------	--	-------------------------------

2 被収去者（販売者）の対応

10月21日現在の回収状況

10月15日入荷数	100束	回収数	0束	（回収率	0%）
10月19日入荷数	240束	回収数	74束	（回収率	37%）
		収去分	15束		
10月20日入荷数	240束	回収数	189束	（回収率	78%）

※回収分については、すべて廃棄されました。（桜井保健所報告受領）

3 生産者に対する調査指導

- (1) 調査日 平成22年10月20日（水）午後5時30分
- (2) 実施機関 農業水産振興課、中部農林振興事務所、桜井保健所
- (3) 栽培面積 ほ場：約 20 m²
- (4) 出荷先 -----
- (5) 出荷状況 個人出荷
10月15日入荷分：100束
10月19日入荷分：240束
10月20日入荷分：240束
- (6) 農薬使用状況（EPN）
10月7日に害虫防除の目的で「しゅんぎく」に使用不可であることを確認せずにEPNを散布した
- (7) 指導事項
 - ① 農薬の適正使用と生産履歴記帳の徹底を行うよう指導（10月20日）
 - ② ほ場にて栽培中の「しゅんぎく」の適切な処分を指導（10月21日）
- (8) 県内生産者に対する再発防止策
 - ① 「しゅんぎく」に対する風評被害が生じないように、関係機関（県農林部局、JA等）による対策会議の開催（10月21日）
：生産履歴の確認及び抜き取り検査分析の実施により安全確認済み
（10月21日）
 - ② 県内生産者に対して、農薬の適正使用についての研修会や出前講座等の開催により指導の徹底を図る
 - ③ 農林振興事務所、県下の市町村や生産団体、農薬販売店等に対して、文書通知を行い、適正使用に対する周知徹底を図る